

税の申告を
忘れずに

所得税・市民税県民税の申告の受け付けが 始まります

平成31年度（平成30年分）の所得税・市民税県民税の申告が、各出張所地区では1月25日から、市役所では2月6日から始まります。ただし、2月6日～15日の市役所での受け付けは対象者限定の「期間前申告」となります。期間前申告の対象者や申告の日程など、詳しくは本紙と同時配布の「平成31年度市民税県民税申告のお知らせ」をご覧ください。

市では、昨年から、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を利用して確定申告書を税務署へ送信しています。e-Taxで申告書を提出すると、紙で提出するより早く還付金を受領できたり、添付書類の一部を省略できたりします。また、申告書への署名、押印も不要になり便利です。e-Taxを利用する場合、申告受付時に申告する人の「利用者識別番号」を取得することになります。これまでに市役所や税務署で利用者識別番号を取得したことがある人は、税務署からのはがきや番号が分かる書類一式をお持ちください。

ぜひ
ご活用ください

後期高齢者の確定申告に医療費通知を 活用できます

国の税制改正により、1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。それに伴い、青森県後期高齢者医療広域連合では、今回発送する医療費通知から新たに自己負担相当分を記載し、平成30年からの確定申告時の医療費控除に活用できるよう様式を変更しました。

認定書を
発行します

要介護認定高齢者の障害者控除

65歳以上で、要介護認定を受けている人を対象に、「障害者控除対象者認定書」を発行しています。この認定書により、身体障害者手帳などの交付を受けていないくとも、本人または扶養している親族は、個人住民税および所得税の障害者控除を受けることができます。

なお、個人住民税と所得税が課税されない場合は、控除申告の必要はありません。

△対象者および控除区分 ①要介護1～3の人…障害

不明な点は
問い合わせを

介護保険料に関するお知らせ

65歳以上の人（来年度到達する人を含む）で、無収入または遺族年金や障害年金などの非課税年金のみの収入の人は、配偶者控除または扶養控除の適用を受けていても、市・県民税の申告が毎年必要です。

また、過去の分を申告していなかった場合、申告

■問い合わせ・提出先 市民税課市民税第二・第三係（市役所2階、☎ 036・8551、上白銀町1の1、☎ 40・7025、40・7026）

【所得税・消費税確定申告書作成会場の開設】

△とき 2月18日～3月15日（土・日曜日を除く）
午前9時～午後4時

△ところ 市立観光館（下白銀町）1階多目的ホール※会場開設期間前は、弘前税務署内を含め申告書作成会場を設置していないので開設期間中にお越しください／市立観光館駐車場を利用して無料駐車券の発行はしませんので、ご了承ください。また、市立観光館駐車場は混雑が予想されますのでできるだけ公共交通機関等でお越しください。

■問い合わせ先 弘前税務署個人課税第一部門（本町、☎ 32・0331、自動音声に従って「2」を選択してください）



1日1円で、家族
に大きな安心を

交通災害共済加入受け付け開始

業中の事故（工事現場や農作業中の事故など）、無免許運転や酒気帯び運転、自転車の2人乗りによる事故、地震、強風などの天災が原因で発生した事故、車両の乗り降りのときに起きた事故など

△共済見舞金など

○けがで通院や入院をしたとき=見舞金3万円または7万円（後遺障害が残ったときは50万円）

○死亡したとき=弔慰金100万円

※交通事故証明書が発行されない場合は共済見舞金等が支給されません。このような場合は、治療の期間に随時「特例見舞金」として1万円を支給します。

△請求期間 交通事故が発生した日から1年以内

△請求に必要な書類 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書（被災者名が確認できるもの）や医師の診断書などが必要です。事故によって必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【交通事故にあつたら必ず警察に届け出を！】

交通事故にあった場合、必ず警察署または最寄りの交番に届け出してください。同乗者や相手方がいない自損事故、自転車等の単独転倒なども必ず届けましょう。届け出をしないと交通事故証明書が発行されません。

■問い合わせ先 都市政策課交通政策推進室（☎ 35・1102）

地域活動などを
している皆さんへ

弘前市市民活動保険制度

とき（事故発生から180日以内の死亡、後遺障害、入院、通院に限る）=2,000円～500万円

○賠償保険…活動者または活動団体が過失により、他人にけがをさせたり、他のものを壊して、その人から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合=1事故最大2億円

△その他 保険金の請求には、日ごろの具体的な活動内容や事故の状況などの書面の提出が必要です。

■問い合わせ先 市民協働政策課（☎ 40・7108）

公共交通利用のススメ

スマートフォン向けアプリ『あおもりナビ』を活用しませんか
公共交通を使いたいけれど、どのバスや電車に乗ればいいか分からぬ…。そんな疑問を簡単に解決してくれる青森県観光・交通案内ナビゲーションアプリ『あおもりナビ』を紹介します。

『あおもりナビ』は、バスと電車を組み合わせたルート検索、乗り換え情報、所要時間、料金などの交通案内だけでなく、イベント情報や施設情報も調べることができます。画面の地図上で経路が分かり、簡単に操作できますので、ぜひお試しください。

■問い合わせ先 都市政策課（☎ 35・1124）

【ダウンロード方法】

App Store または Google Play で

あおもりナビ

検索



または、下記のQRコードを
読み取ってください。

iPhone用
QRコード

Android用
QRコード

